

事業者の皆さまへ

令和3年6月1日から

食品等の自主回収を行った場合の届出が義務化されています！

改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、**食品等の自主回収（リコール）を行った場合、管轄の自治体へ届出することが義務化**されています。

- 届出義務化の時期 **令和3年6月1日から**
- 届出方法 原則オンライン上のシステムを使用（詳細は裏面）
- 届出情報の取り扱い 国のシステムで一元的に管理され、公表されます。

報告対象

●食品衛生法違反または違反のおそれ

（１）食品衛生法に違反する食品等

腸管出血性大腸菌により汚染された生食用食品、アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品等。

（２）食品衛生法違反のおそれがある食品等

違反食品等の原因と同じ原料を使用している、製造方法、製造ラインが同一であることで汚染が生じている等として営業者が違反食品等と同時に回収する食品等をいうこと。

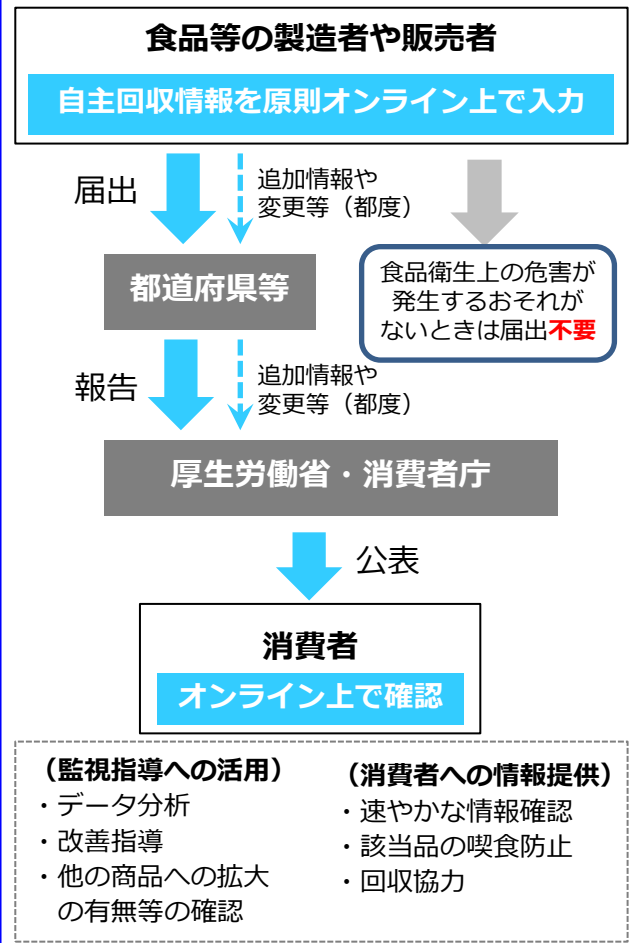
●食品表示法違反

アレルギーや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤り。

自主回収を行った食品等を自治体でクラス分類して報告

	食品衛生法	食品表示法
CLASS I	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合 （腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜など）	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合
CLASS II	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合 （一般細菌数などの成分規格不適合の食品など）	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合
CLASS III	喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合（添加物の使用基準違反など）	喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合

届出から公表までの基本的な流れ



●食品等の自主回収をしたら必ず届出をする必要がありますか？

届出が義務づけられる自主回収は以下の場合[※]です。

- ・大腸菌による汚染や硬質異物の混入等（食品衛生法違反または違反のおそれ）
- ・アレルギーや消費期限等の安全性に関係する表示の欠落や誤り（食品表示法違反）

※ 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令等で定めるときを除きます。法律上の問題のない単なる商品の入れ間違いなどの情報は、行政が事故情報として把握・公表する理由に乏しく、むしろ健康被害に結び付く情報を埋没させる懸念があることから届出の対象としていません。

食品衛生申請等システムの利用方法

Step 1

食品衛生申請等システムへアクセス

【URL】

<https://i2fas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

PCでのアクセスを推奨します。

スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。



iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

Android (Chrome) の場合

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

Step 2

食品等事業者情報登録（初回のみ）

G BizIDまたは食品等事業者のアカウントを作成し、IDとパスワードを取得します。

G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

通常のアカウント作成を選択すると、他の行政サービスでは利用できませんので、G BizIDの取得を推奨します。

- ① 上記URLまたはQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス

- ② G BizIDの作成またはアカウント作成を選択

- ③ 必要情報を入力し、登録

Step 3

届出の手続き方法

- ① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン
※上記URLまたはQRコードからアクセス

- ② 申請したい項目（リコール情報の届出）を選択

- ③ 製造所や商品情報を入力

- ④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体が問い合わせをすることがあります。

【食品衛生申請等システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00012.html

